

令和 5 年度 製造・輸入数量の監視対象となる優先評価化学物質の取扱いについて

令和 6 年 3 月 29 日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
 経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
 環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

「化審法に基づく優先評価化学物質のリスク評価の基本的な考え方【改訂第 3 版】¹」に基づき、評価年度における製造・輸入数量の全国合計が 10 t 以下又は推計排出量が 1 t 以下となる優先評価化学物質は、当面は製造・輸入数量を監視（以下「数量監視」という。）していくこととされています。そして、過去連続 3 年以上数量監視の対象となり、「環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害のいずれも生ずるおそれがないと認めるに至った」と判断した優先評価化学物質については、化審法第 11 条に基づき、優先評価化学物質の指定を取り消すこととしています。本考え方にに基づき、今年度、数量監視を経て優先評価化学物質の指定を取り消す物質、及び当面は数量監視の対象となる物質は以下のとおりです。

1. 数量監視を経て優先評価化学物質の指定を取り消す物質

優先 通し 番号	物質名称	優先指定の根拠	2020 年度届出 (2019 年度実績)	2021 年度届出 (2020 年度実績)	2022 年度届出 (2021 年度実績)
9	ブロモメタン（別名臭化メチル）	人健康影響 生態影響	排出量 1t 以下*	排出量 1t 以下*	排出量 1t 以下*
37	ニトリロ三酢酸	人健康影響	製造輸入 10t 以下*	製造輸入 10t 以下	製造輸入 10t 以下
160	2-tert-ブチルアミノ-4-シクロプロピルアミノ-6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン	生態影響	排出量 1t 以下	製造輸入 10t 以下	排出量 1t 以下
237	トリオクチルアミン	生態影響	排出量 1t 以下	排出量 1t 以下	排出量 1t 以下
243	N, N-ジエチル-N-メチル-2-[(2-メチルプロパー-2-エノイル) オキシ] エタン-1-アミニウムの塩	生態影響	製造輸入 10t 以下	製造輸入 10t 以下	製造輸入 10t 以下

※届出情報等の精査により令和 5 年度資料から掲載。

¹ 化審法に基づく優先評価化学物質のリスク評価の基本的な考え方【改訂第 3 版】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/riskassess_kangaekata.pdf

2. 当面は数量監視の対象となる優先評価化学物質

優先 通し 番号	物質名称	優先指定の根拠	2019 年度届出 (2018 年度実績)	2020 年度届出 (2019 年度実績)	2021 年度届出 (2020 年度実績)
70	オクタデシルアミン (N-B) トリフェニルボラン	人健康影響 生態影響	製造輸入 10t 以下	-	製造輸入 10t 以下
200	ベンジル (ジメチル) (オクチル) アンモニウムの塩	生態影響	-	-	排出量 1t 以下
242	[ジメチル (オクタデシル) ア ザニウムイル] アセタート	生態影響	-	-	排出量 1t 以下
246	エチル=2-フェニルプロパノ アート	生態影響	-	-	排出量 1t 以下
255	4, 4'-ジアミノ-3, 3' -ジクロロジフェニルメタン (別名 4, 4'-メチレンビス (2-クロロアニリン))	人健康影響	-	排出量 1t 以下	排出量 1t 以下
256	ビスクロ [2. 2. 1] ヘプタ ン-2, 5 (又は 2, 6) -ジ イル=ジシアニドの混合物	人健康影響	-	排出量 1t 以下	排出量 1t 以下